

適用日については調整中

土木工事共通仕様書の改定について

平成23年3月

国土交通省

【共通仕様書とは】

- ・工事請負契約書と設計図書の内容について、
 - ・統一的な解釈と運用を図るとともに、
 - ・その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的としたもの。

【共通仕様書 改定の経緯】

- ・発出された通達、改定された技術基準等にあわせ、2年に1度、改定を実施。

（ H19.4- : 舗装施工便覧、鋼道路橋塗装・防食便覧等の技術基準の改定に伴う条文の修正
H21.4- : コンクリート標準示方書の改訂。工事書類の簡素化への対応。使いやすさへの配慮。 ）

【H23.4-の主な改定内容】

受発注者ともに、提出書類の作成等に大幅な時間がとられ、現場での監督・指導等の実施が難しい状況を受け、以下に関する項目を改定。

1. 受発注者の業務効率化(提出書類の削減及び確認行為の簡素化等)
2. 各種基準類等との整合
3. 工事請負契約書の改正に伴う用語の変更
4. 共通仕様書の簡便化

【改定内容】

1. 受発注者の業務効率化(提出書類の削減及び確認行為の簡素化等)

(1)用語の定義、工事書類の位置づけの見直し

用語の定義を再整理するとともに、受注者が作成する工事書類の位置づけを見直すことで、より現場の実態にあった運用が可能となるよう変更。

(2)材料確認の簡素化

JISマーク制度の改正に伴い、材料の品質確認行為を簡素化するとともに、確認に必要となる工事書類を大幅に削減。

2. 各種基準類等との整合

(1)技術基準・工事工種体系の改定との整合、適用する基準類の扱いの明確化

共通仕様書に引用されている技術基準等との整合を図るとともに、誤解が生じる記載について見直しを実施。

(2)一般化してきている規定の共通仕様書への明記

全国共通で運用されている項目について、共通仕様書に明記。

3. 工事請負契約書の改正に伴う用語の変更

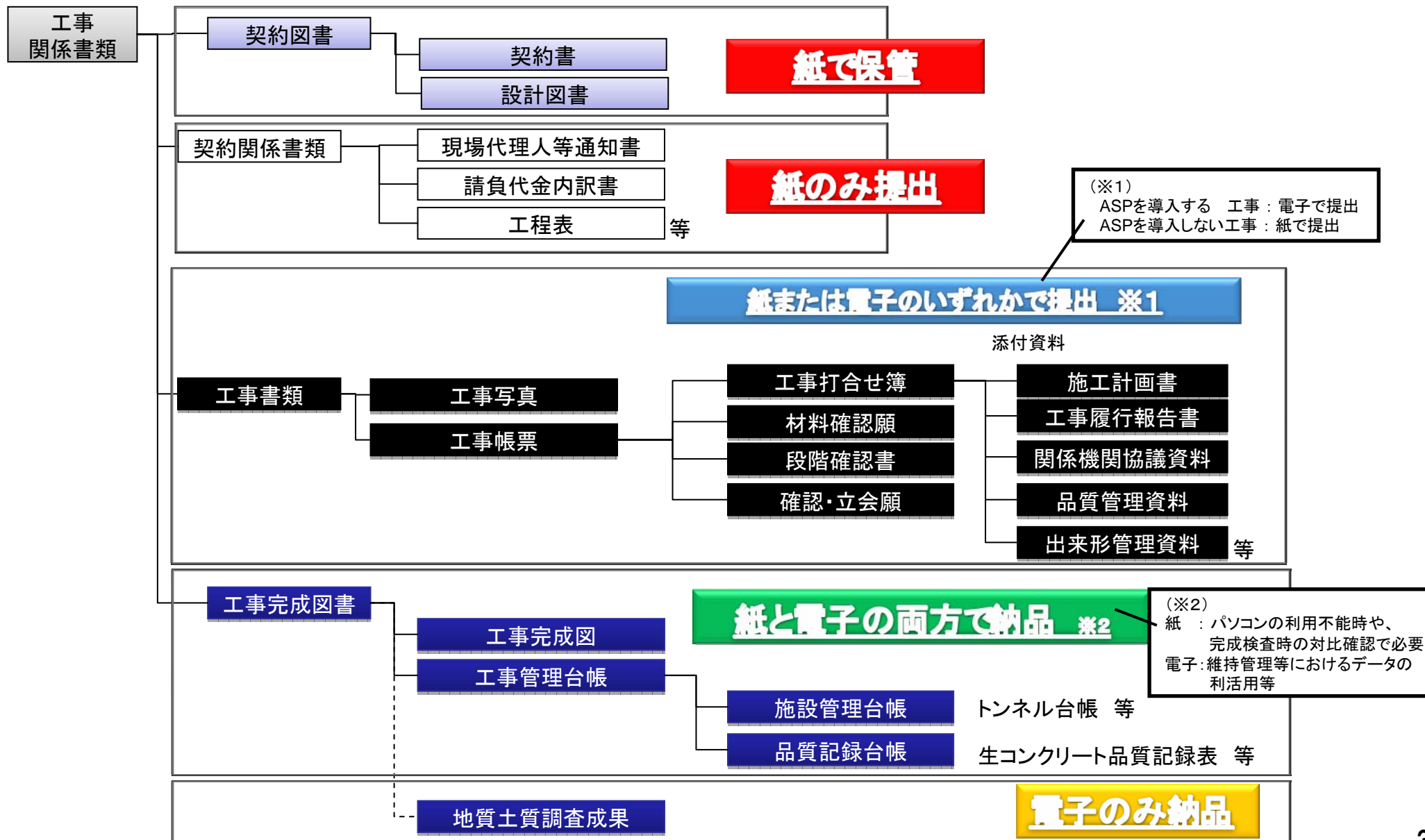
「請負者」→「受注者」等、工事請負契約書の改正に伴う変更を実施。

4. 共通仕様書の簡便化

共通仕様書をより簡便に扱えるよう、条文への見出しの追加、語尾の統一等を実施。

1. 受発注者の業務効率化

H22.9.29 土木工事における受発注者の業務効率化実施方針



(1)用語の定義、工事書類の位置づけの見直し

(i)用語の見直し

①用語の追加

(例) ・**工事関係書類**とは、**契約図書**、**契約関係書類**、**工事書類**、及び**工事完成図書**をいう。

②用語の再定義

・**連絡**とは、…**契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について**、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの**署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう**。
 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。工事期間中報告書面を持っている必要がない。

(ii)工事書類の位置づけの見直し(「提出」→「提示」へと変更)

①監督職員が必ず確認するがあるが、常備する必要が無い書面

条文変更前 <第10編6-1 10.>
 請負者は、火薬取扱主任を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任の**経歴書**を爆破による掘削の着手前に監督職員に**提出**しなければならない。また、火薬取扱者は、関係法規を遵守しなければならない。



条文変更後 <第10編6-1 10.>
 受注者は、火薬取扱主任を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任の**経歴書**を爆破による掘削の着手前に監督職員に**提示**しなければならない。また、火薬取扱者は、関係法規を遵守しなければならない。

②必要に応じて提示を求めるが、条件によっては提出の義務を課すもの

条文変更前 <第10編4-5-1 2.>
 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の**検測**を行い、**その結果**を監督職員に**提出**しなければならない。



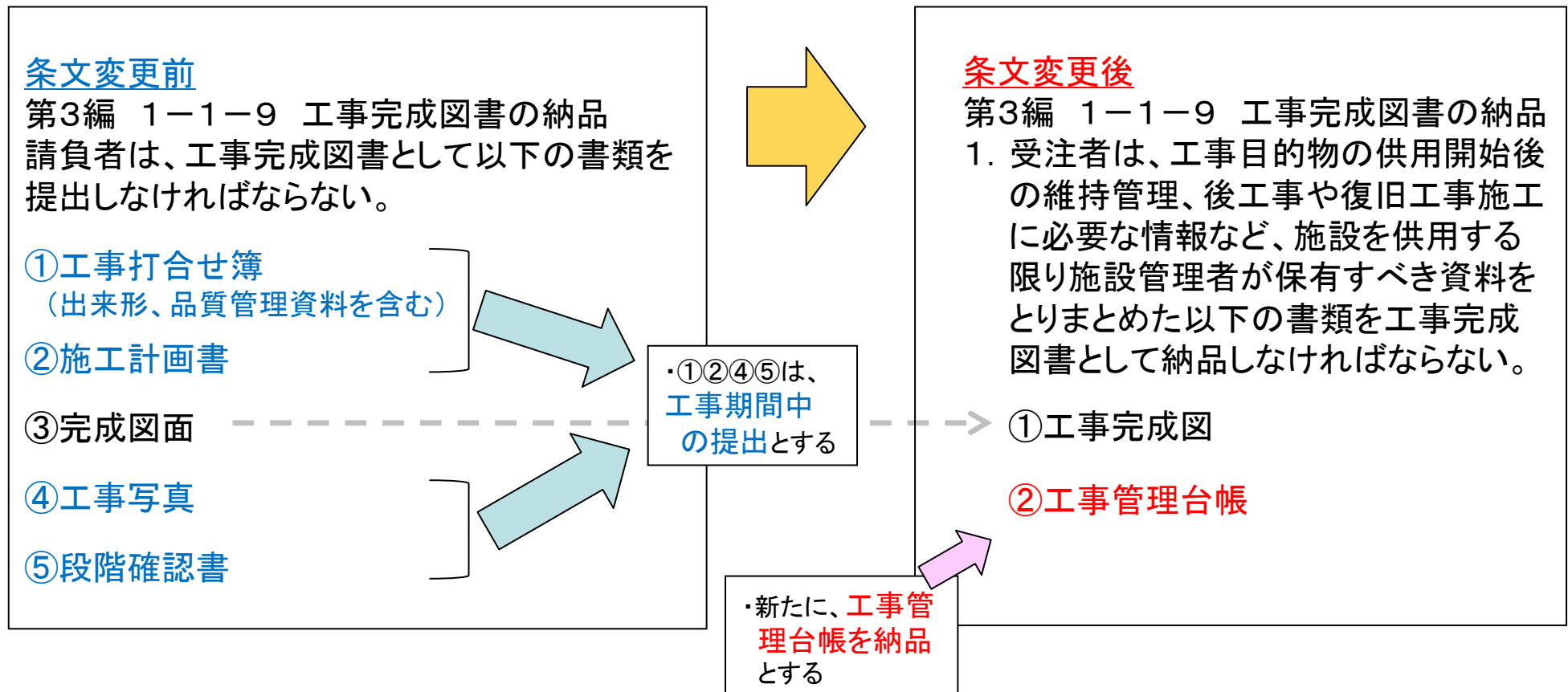
条文変更後 <第10編4-5-1 2.>
 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の**検測**を行い、**その結果**を監督職員に**提示**しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と**差異を生じた場合は**、監督職員に測量結果を速やかに**提出**し指示を受けなければならない

※提出が必要な工事書類については原文どおり「提出」

- ①設計変更にかかわる ②瑕疵担保に必要 ③監督業務に使用 ④指定された工事材料の確認に必要 等

(3) 工事完成図書の扱いを整理

工事完成時に納品する工事完成図書を、維持管理、後工事、復旧工事に必要な書類に限定



(2)材料確認の簡素化

(1)提出を求める材料品質証明資料の削減

従来、材料の品質証明資料は提出を求めていたが、受注者保管とし、請求があった場合に提示とする。

(2) JISマーク表示制度の活用による材料確認の効率化

JISマーク表示製品については、製品認証により品質が保証されていることから、写真等によるJISマーク表示状態の確認も品質確認となるよう効率化。

条文変更前

第2編1-2 1.
請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、検査時まで監督職員へ提出するとともに、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。

条文変更後

第2編1-2 1.
受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。
なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

(3)指定材料の品質確認を廃止

これまで品質資料を事前に監督職員へ提出することとしていた指定材料は、JIS規格などの製品規格があり、その品質を証明書等により確認できることから、提出に関する規程を廃止。

条文変更前

第2編1-2 6.

請負者は、表1-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

区 分	確認材料名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外
	混和材料	JIS製品以外
セメント	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外
コンクリート製品	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外
塗 料	塗料一般	JIS製品以外
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS製品以外
	アスファルト混合物	JIS製品以外
	場所打ぐい用 レディミクストコンクリート	JIS製品以外
	薬液注入剤	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発成品	

指定材料の大半はJIS規格などの製品規格があり、これにより製造された製品が使用されることから事前確認を省略し効率化が可能と判断。

今回改定で、指定材料に関する規定を廃止

材料の扱いを改定することで、工事施工中の提出資料を大きく削減。
現場臨場による確認も可能なことから、施工効率が向上。

(1) 技術基準類の改定に伴う整合

- ・共通仕様書に引用されている技術基準類(約130種類)の改定により**9技術基準類の改定を確認**。
- ・JISの改定とあわせ、合計**70箇所**で改定を実施。

No.	発行機関	対象技術基準名	条文改定箇所数
1	日本道路協会	舗装再生便覧	13
2	日本道路協会	道路土工－盛土工指針	11
3	日本道路協会	道路土工－カルバート工指針	17
4	日本道路協会	道路土工－切土工・斜面安定工指針	2
5	日本道路協会	道路土工要綱	7
6	国土交通省	機械工事施工管理基準(案)	2
7	国土交通省	機械工事塗装要領(案)・同解説	3
8	土木学会	コンクリート標準示方書(規準編)	1
9	厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	2
10	JIS	条文、表の改定	12

例) 日本道路協会 道路土工盛土工指針(H22.4改定)に伴う変更

条文変更前

請負者は、・・・のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。
・・・

条文変更後

受注者は、・・・のマニュアルに基づき、**壁面から1.0m～1.5m程度の範囲では**、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。・・・

2. 各種基準等との整合

(2) 適用すべき諸基準類の扱いの明確化

- ① 設計業務等における「使用する技術基準等」については、最新の技術基準及び参考図書に基づくこととしているが、調査職員の承諾を得れば、仕様書に例示されていない最新の技術基準の活用が可能。
- ② 一方、土木工事共通仕様書に記載の諸基準類については、基準類に従うことが義務であると誤解される内容

→ 共通仕様書各章の「適用すべき諸基準」等において、絶対的な義務付け表現である「～によらなければならない」を、「～による」とし、監督職員の承諾を得ることを前提に絶対的な義務ではないことを明記。

条文変更前

第10編1-1 適用すべき諸基準
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。



条文変更後

第10編1-1 適用すべき諸基準
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に協議しなければならない。

(3) 工事工種体系との整合(「舗装版破碎工」の追加)

工事区分(レベル1)	工種(レベル2)	レベル3(種別)
情報ボックス	情報ボックス工	舗装版破碎工

条文新規追加

第10編13-3-2 舗装版破碎工
舗装版破碎工の施工については、第3編2-9-3
構造物取壊し工の規定によるものとする。

(4) 土木施工管理基準の改定

①出来形管理基準、②品質管理基準、③写真管理基準 についても同様に改定。

【共通の改定点】

JIS制度の製品認証による変更に伴う改定

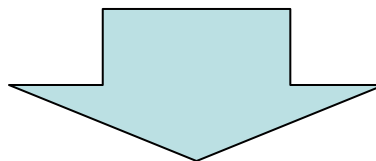
【個別の改定点】

- ①出来形管理基準： 測定箇所略図の修正等
- ②品質管理基準：①JISの統廃合に伴う変更 ②表現の軽微な変更
- ③写真管理基準：①用語の曖昧表現を解消、②不可視部分の管理項目を明記

(5) 一般化してきている規定の共通仕様書への明記

以下の通達について、共通仕様書へ格上げ。

「特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について」
(平成22年3月17日付 大臣官房技術調査課長、総合政策局建設施工企画課長)



条文新規追加

第1編1-1-30 環境対策

7. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請者等に関係法令等を遵守させるものとする。

3. 工事請負契約書の改正に伴う用語の変更

平成22年9月6日付け国地契第19号
「工事請負契約書の制定について」の一部改正について

- | | | | |
|-------------|---|---------------|-----|
| ①「請負者」及び「乙」 | → | 「受注者」 | |
| ②「甲」 | → | 「発注者」 | |
| ③「甲乙間」 | → | 「発注者と受注者との間」 | |
| ④「甲乙協議」 | → | 「発注者と受注者との協議」 | に変更 |

条文変更前

第1編2-4-1 14.

請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。



条文変更後

第1編2-4-1 14.

受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。

(1) 見出しの記載

条文変更前

第1編2-3-5法面整形工

1. 請負者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 請負者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。
3. 請負者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行うようにしなければならない。
4. 請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。
5. 請負者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

条文変更後

第1編2-3-5法面整形工

1. 一般事項

受注者は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2. 盛土の法面崩壊の防止

受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。

3. 平場仕上げの排水処理

受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行うようにしなければならない。

4. 表土の活用

受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。

5. 崩壊のおそれのある箇所等の処置

受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

4. 共通仕様書の簡便化

(2) 語尾の統一

- | | |
|--|---------------------------|
| ① 絶対条件として義務づける場合 | …「〇〇(し) なければならない 」 |
| ② 絶対条件ではないものの、
特別な理由がない限りは義務づけとする場合 | …「〇〇 するものとする 」 |
| ③ 必要により行為が可能であることを示す場合 | …「〇〇(することが) できる 」 |
| ④ 適用すべき諸基準や他の条項の
引用規定を示す場合 | …「〇〇する」「〇〇 による 」 |

(例) 上記④適用すべき諸基準や他の条項の引用規定を示す場合

条文変更前

第3編2-10-5 3.

請負者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、建設省仮締切堤設置基準(案)の規定 **によらなければならない**。

条文変更後

第3編2-10-5 3.

受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、建設省仮締切堤設置基準(案)の規定 **による**。

(3) 提出様式の条文表現の統一

通達・マニュアル等に基づいて提出書類を作成する場合、その表現にばらつきがあるため、条文表現の統一を図る。

・第3編土木工事共通編 第1章総則 において、提出書類の定義を変更。

条文変更前

<基本条文>

第3編1-1-15 提出書類

請負者は、提出書類を**工事請負契約関係の書式集等**に基づいて、監督職員に提出しなければならない。

<各条文>

- ① ○○を**所定の様式に基づき**作成し、提出しなければならない。
- ② ○○を**監督職員が指示する様式で**、提出しなければならない。
- ③ ○○**通達に基づいて**作成し、提出しなければならない。

条文変更後

<基本条文>

第3編1-1-15 提出書類

受注者は、提出書類を**通達、マニュアル及び様式集等**により作成し、監督職員に提出しなければならない。

<各条文>

○○**を作成し**、提出しなければならない。